

# 令和7年第8回農業委員会議事録

令和7年8月25日

長瀬町農業委員会

## 令和7年第8回農業委員会議事録

開催通知年月日 令和7年8月25日  
開催年月日 令和7年8月25日  
開催場所 長瀬町役場4階 全員協議会室  
開会時刻宣告者 13時30分 事務局長 常木 真人  
閉会時刻宣告者 14時31分 事務局長 常木 真人  
会長 宮澤 史明 会長職務代理 齊藤喜久夫

### ○出席委員

#### 農業委員

席次	氏名	席次	氏名
1	常木 三郎	10	松本 高正
2	林 春政	11	野原 重信
3	武井 哲夫	12	島田 暁
4	朽原 仁	13	宮澤 史明
5	野原 隆男		農地利用最適化推進委員
6	鈴木 智子	第1区域	堀口 栄一
7	井上ゆかり	第2区域	坂上 健司
8	山口 俊司	第3区域	須賀 勤
9	齊藤喜久夫	第4区域	野口 稔

### ○欠席委員 なし

議事参与者 事務局長 常木 真人 事務局 小川 竜太

### 会議件名

- (1) 農地法第4条の規定による許可申請1件について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請6件について
- (3) その他
  - ・次回委員会開催日程について

◎開 会

○町長 農業委員の皆さん、こんにちは。

ご紹介いただきました、7月29日に長瀬町町長ということで就任をいたしました。1か月もたたないわけなんですけど一生懸命頑張っております。何とか皆様と共にいい町になるように頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

農業委員の皆様には本当に、日頃から農地の有効活用、または農地の様々な面でご指導をいただきまして本当にありがとうございます。

大変今日も暑い中がございますけれども、農作物も本当に被害を受けているというような状況であります。それとともに人間も本当にこの暑さで被害を受けるというような状況もありますけれども、何とかよく言われているように水分を取って、睡眠をよくして、何とか自分の体を、私を含めて病にならないように頑張っていきたいと思っております。

皆様方のご健勝、ご多幸をお祈りを申し上げまして、本当に今後ご活躍をお祈り申し上げます。本日は大変ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

○事務局長 すみません。ちょっと町長の挨拶から始まったんですけども、少し時間は早いんですけども、皆さんおそろいのようなので農業委員会を始めさせていただきます。

それでは、本日はお忙しい中ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

ただいまより、令和7年第8回農業委員会総会を開会いたします。

(午後1時30分)

---

◎会長挨拶

○事務局長 それでは初めに、宮澤会長よりご挨拶をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○会長 皆さん、こんにちは。

長期予報だと9月もずっとこのままだしい、場合によっては10月の上旬までという話も聞こえてきますので、今町長もおっしゃったように体調に十分気をつけていただきたいなというふうに思います。

それから、前回も話はしましたがけれども、米騒動が全く火が消えないというか、余計に火に油を注ぐような結果にございまして、とにかくまず作柄が悪いと、カメムシの被害とあと猛暑による乳白米がかなり出そうな感じで、一等米比率は相当下がるだろうと見込まれてお

り、ここへ来て各県が出している概算金がどうも3万弱まで、どの県も額が1万近く去年より多いとかということで、これも米騒動に輪をかけてまた価格がかなり高くなるんじゃないかというふうに見込まれています。

加えまして、概算金の報告を国が5,000トン以上取り扱っている業者は出せというふうに指示が出ているようで、ちょっと騒ぎ過ぎな面があります。そうはいつでも収量はかなり低そうですので、またまた需要と供給のバランスが崩れそうな感じがいたします。ちょっと不安事です。

次に、8月21日に県の農業会議が主催した研修会行ってまいりました。齊藤さん、山口さんと須賀さん、どうもご協力いただきましてありがとうございます。内容につきましては、資料があれば回覧回していますか……ない。

○事務局 そうですね、特に。

○事務局長 次で回します。

○会長 そうですか。一応持ってきたから。ざっとこんなことやったということだけでも、目次だけ見ていただいても。よろしくお願いします。

本日は、議事書に書いてありますとおり、4条が1件と5条が6件ということでございますので、慎重審議賜りまして、議事のほうスムーズな進行をよろしくお願いいたします。

それでは、お願いいたします。

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、早速議題に入らせていただきます。

---

#### ◎議長選出

○事務局長 会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

---

#### ◎開議の宣告

○議長 それでは、議長を務めさせていただきますので、議事の進行にご協力をお願いいたします。

ただいまの出席農業委員は13名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○議長 諸般の報告ですが、先ほどの挨拶のとおりですので、省略させていただきます。

---

◎議事録署名人の指名

○議長 議事録署名人の指名を行います。

3番、武井哲夫委員、4番、朽原仁委員を指名したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に3番、武井哲夫委員、4番、朽原仁委員を指名いたします。

---

◎農地法第4条の規定による許可申請1件について

○議長 それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請1件についてを議題とします。

農地法第4条、番号1、———氏所有の農地を共同住宅敷地へ転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 まず、進行の前に今回担当の大谷がちょっと体調不良ということで、今日の今日ちょっと休みの連絡受けまして、よろしく願いいたします。

では、入らせていただきます。

議案第1号 農地法第4条、番号1についてご説明いたします。

申請者住所氏名、———、———さん。次に、申請土地の表示ですが、所在地、———、地目は畑、面積は175平米の1筆です。転用の目的は、共同住宅敷地となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、宝登山区内、阿左美冷蔵様の宝登山店から北に約150メートルにある場所です。

次に、申請の事由ですが、申請者の所有している土地———、———、———に共同住宅の建築を計画しており、建築に当たり建物敷地への進入路及び給排水管の接続のため用地として活用したく申請するものですということです。

こちらの土地につきましては、昨年の11月、農振協議会のもともと青地だった土地となっております。こちらの土地が先月の7月付で青地から白地になったのが、白地に除外が決定しております。

裏面に配置図、立面図がありますのでご確認をお願いします。

こちらの共同住宅はメゾネットタイプの6棟となっております。

次に、資金計画ですが、建物建築費——円、外構費——円、諸経費——円の計——円で、資金調達は融資資金となります。

次に、農地の状況ですが、区域の別はその他の区域となります。

次に、農地の区分は、駅から500メートル以内にある農地として、第2種農地と判断されます。そのほかは、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域内にあり、町道長瀬35号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。

4番、朽原仁委員の説明をお願いします。

○4番朽原 仁委員 4番、朽原です。

8月20日に、事務局の大谷さんと推進委員の堀口さんと現地確認に行ってきました。

場所は、事務局より説明があったとおり、宝登山区内にありまして、この案内図でちょっと分かりづらいからどうか分かりませんが、下のほうにあるこの赤い丸は阿左美氷屋さんです。この阿左美氷屋さんから北へ100メートルほど入った町道35線を100メートルほど入った左側、この丸印が今回の申請地です。

現在の状況ですが、この場所は何年も畑としては使用されていない状態です。梅の木が多くありまして、竹も多く竹林化をしております。畑として利用することはちょっと無理ではないかと思えます。

今回の申請の隣にあります、公図で見てもらうと分かりますように、とかそういう3件ちょっと空き地があるんですが、ここのところを壊して共同住宅を造ろうという計画だそうです。この共同住宅を建築するためには出入口がないので、進入路が必要とするために今回の申請となりました。

そして、住宅を建てた後は、敷地への進入路と給排水管ですか、の接続のために用地にしたいとのことなんです。

以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 朽原仁委員の説明が終わりました。

続きまして、担当区域推進委員、堀口栄一委員の説明をお願いします。

○堀口栄一委員 堀口です。

8月20日、農業委員の朽原さん、それから事務局の大谷さんと立会いを行いました。

申請地は、現在竹とか梅、これが生えておりましてやや傾斜地となっております。この申請地の前に1件、——さん、申請人のおじさんが建てたのでしょうか、その持家があるんですけども、今は空き家の状態ということになっています。

共同住宅、ここへの進入路として、やはり竹とか梅、それから傾斜地となっている関係で造成がどうしても必要なんですが、この申請地の周りは、先ほど言った空き家を除いてほとんど中畝さん宅の土地ということになっておりましたので、周囲への影響はないものと思われれます。

以上です。

○議長 堀口栄一委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

○須賀 勤委員 写真で見るとこれは空き地なのか。

○事務局 そうですね、この案内図だと赤丸のところ、基本的にこの赤い屋根のものを壊すんですよね。それで、建築に際して撤去費も含めての計画ということで、この赤い屋根のところにアパートが入る、あと赤丸のところに進入路。

○議長 ほかに質疑はございませんか。

よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは、質疑はございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。

全員の挙手がありましたので、ご異議ないものと認めます。よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

---

◎農地法第5条の規定による許可申請6件について

○議長 続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請6件について議題とします。

農地法第5条、第1番、———氏所有の農地を———氏が自己用住宅へ転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第2号 農地法第5条、番号1について説明いたします。

譲受人住所氏名、———、———さん。譲渡人住所氏名、———、———さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、———、地目は畑、面積は215平米の1筆です。

転用の目的は、自己用住宅となります。権利の内容は、売買による所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。

場所は石原区内、フジマートの裏手、西側約100メートルのほどにある場所です。

次に、申請の事由ですが、私は借家で生活をしていますが、将来のことを鑑み一軒家を建築したいと思い、徒歩圏内に駅やスーパー、郵便局、役場などがあり非常に利便性が高く、集落地内であることから周辺の農地への影響が少ないと考え、申請地に新居を建築したく今回の申請に至りましたということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図、立面図をご覧ください。

次に、資金計画ですが、土地購入費———円、建築費———円で、資金調達は融資資金となります。

次に、農地の状況ですが、区域の別はその他の区域となります。

次に、農地の区分は、駅、役場から周囲500メートル以内の区域の農地のため、第2種農地と判断されます。

次に、そのほかは、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域内にあり、町道本中13号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。

8番、山口俊司委員の説明をお願いします。

○8番山口俊司委員 8番、山口です。

8月20日に、推進委員の堀口さんと事務局の大谷さんで現地を見てきました。

場所は、フジマートから西方向に、総持寺に向かって行って、長瀬第二小学校から裏道をずっと来ると町道にぶつかった角のところですね。周りに別にないので、何の問題もないと思うので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

ただ、ちょっと気になるのが、自分ちの土地だというんで角いっぱい何か造っちゃうと見通しが悪くなっちゃうななんて思うんだけど、そういうところは個人のあれに任せるしかないかね。

○事務局 そうですね……

○議長 山口俊司委員の説明が終わりました。

続きまして、担当推進委員の堀口栄一委員の説明をお願いします。

○堀口栄一委員 堀口です。

同じく8月20日、農業委員の山口さん、事務局の大谷さんと立ち会ってまいりました。

フジマートの裏、分かりやすく言えば武野上神社のすぐ前の畑ということなんですけれども、この畑を分筆されて今回申請するに至ったということでございます。

周りは住宅街で環境もよいところです。現在草が生えておりますけれども、この暑い夏の時期によく管理されているなという感じを受けてまいりました。

以上です。

○議長 堀口栄一委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

○須賀 勤委員 これ、道路作ったのを見ると、6件の計画的なものに見えるんですけども、土地開発というか住宅建設が。計画的に整備されている、これは問題ないんですか。個別に出されて。

○事務局 特に計画的というよりも、個別で恐らく秩父鉄道さんが間に入っている案件にはなるんですけども、全体的にここの土地を切り売りしているようなところ、その気に入ったところを今回譲り受ける方がここが欲しいだとか、計画的というよりも切り売り、ここが欲しいんでここを売るというような。

○須賀 勤委員 それはそうなんですけれども、開発自体が道路舗装とか分筆の形態を見ると計画開発。集合的に、歩道を見て、どう見ても舗装の仕方から、道路の仕方から一括でやっ

ているでしょう。

○事務局長 いや、道路は道路で何年か前に整備したんで。

○須賀 勤委員 多分、ここで一番初めのうち造ったときに整備しているんでしょうから。

これ、町道じゃないでしょう。

○事務局長 町道です。

○須賀 勤委員 もともとあった道か。

○事務局長 もともとあった道です。舗装だけ何年か前に替えて。

○須賀 勤委員 分かりました。

○議長 ほかにございますか。

(発言する者なし)

○議長 質疑はございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。

全員の挙手がございましたので、ご異議ないものと認めます。よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

次に、農地法第5条、番号2、——氏所有の土地を——氏が自己用住宅へ転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 農地法第5条、番号2についてご説明いたします。

譲受人住所氏名、——、——さん、譲渡人住所氏名、——、——さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、——、地目は畑、面積は354平米の1筆です。

転用の目的は、自己用住宅となります。権利の内容は、売買による所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。

場所は、先ほどの申請地ととても近くて、フジマートの西側、約50メートルにある場所です。

次に、申請の事由ですが、ホームセンターなどが近く駅からも徒歩圏内にあり生活環境も良好なことから、住宅を建築する上で最適な土地であります。この本野上地区近隣において、農振農用地以外の土地も検討しましたが、条件に合う土地は1件もなく、当該申請地に専用住宅を建築したく申請に至ったということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図、立面図をご覧ください。

次に、資金計画ですが、土地購入費——円、建築費—————円で、資金調達は融資資金となります。

次に、農地の状況ですが、区域の別はその他の区域となります。

次に、農地の区分は、駅、役場から500メートル以内にある農地のため、第2種農地と判断されます。

次に、そのほかは、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域内にあり、町道、ごめんなさい、本野上となっているんですけれども、先ほども本中13号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。

8番、山口俊司委員の説明をお願いします。

○8番山口俊司委員 8月20日に、推進委員の堀口さんと事務局の大谷さんと3人で土地を見てきました。

場所はフジマートの裏なんですけれども、この配ってあった写真は2年ぐらい前に撮った写真だそうで、もう現在フジマートのすぐ裏はうちが建っているんですよ。——さんといううちがあって、その今回の——さんというんですか。————さんという人の土地だね。これは、————さんのうちは2の6に出てくる————さんのお姉さんだと思います。それで今この人は——にいたので、管理ができないので、違う人が貸してあるというか、売ったんだかよく分からないけれども、その間に真ん中にうち建てるわけなんですけれども、別に問題はないので大丈夫と思うんですけれども、ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長 山口俊司委員の説明が終わりました。

続きまして、担当推進委員の堀口栄一委員の説明お願いいたします。

○堀口栄一委員 堀口です。

8月20日、山口さんと事務局の大谷さんと立ち会ってまいりました。

先ほど山口さんのほうからお話があったとおり、住宅と住宅の間にうちを造るということ

で、境界もはっきりしております。今現在は草地ですがよく管理もされておりますので、特に問題ないと思います。

以上です。

○議長 堀内栄一委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。

全員の挙手がございましたので、ご異議ないものと認めます。よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

次に、農地法第5条、番号3、——氏所有の農地を——  
——氏が太陽光発電施設へ転用するための許可申請について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第2号、農地法第5条、番号3についてご説明いたします。

譲受人住所氏名、——、——  
——さん。譲渡人住所氏名、——  
——さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、——、地目は畑、面積は829平米の1筆です。

転用の目的は、太陽光発電施設となります。権利の内容は、売買による所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。

場所は、下袋区、みよし園の南東約150メートルにある場所です。

次に、申請の事由ですが、全国で再生エネルギー電源開発や発電所の運営などを行っている企業であり、長瀬町内で開発用地を探していたところ、当該遊休農地の所有者より相談を

受け、双方合意の上太陽光発電施設を設置するため今回の申請に至ったとのことでした。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図と現況写真をご覧ください。

次に、資金計画ですが、土地購入費——円、建築費——円、その他——円で、資金調達は自己資金となります。

次に、農地の状況ですが、区域の別はその他の区域となります。

次に、農地の区分は、駅、役場から周囲500メートル以内にある農地のため、第2種農地と判断されます。

次に、そのほかは、県立長瀬玉淀自然公園の第2種特別地域内にあり、町道本中34号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。

1番、常木三郎委員の説明をお願いします。

○1番常木三郎委員 常木です。

20日に、大谷さんと坂上さんと現地を確認してきました。

場所は、ヤオキ梱包倉庫の東100メートルにある畑です。今は耕作されていて、結構きれいな状態なんですけど、ちょっと福島さんが高齢でもう手放したいのかなという感じの場所です。耕せないとなると手放すのもしょうがないのかなと思いますが、ちょっとここに行くための道路がないので、その工事の車両をどう入れるのかがちょっと疑問なところがある件です。

あるんですけども、軽がやっとなんかというところなんで、工事車両になると入れるのかどうなのかという感じですね。隣の畑が耕されていないんで、そこを突っ切るような形になるのかなとも思われるんですけど、ちょっと分からないのでその辺が分かりませんというところなんです。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長 常木三郎委員の説明が終わりました。

続きまして、担当推進委員の坂上健司委員の説明をお願いします。

○坂上健司委員 お世話になります。

20日の日に夕方4時に行ってきたということで、一応行ってまいりました。この日は暑くて、夕方4時でもなかなか温度が下がらないような日でした。大谷さん、本日は欠でございますけれども、体調不良も見ていて分かるぐらいな。

今、常木さんが説明したように、土地そのものは大体あの近辺の真ん中辺りの境界なんですけれども、実際には道具また材料が搬入は確かに大変ではないかと、人ごとなんだけれども心配はしていますけれども、常木さんが言ったように、一番裏側にある説明図の写真がありますけれども、こちらどちらかの畑をちょっとお借りできれば搬入は可能かと思います。

私個人ではなくて、私の友人の兄貴の土地でございまして、いろいろ家庭の事情があると思いますので、深いことは詮索しませんけれども、今後ともこのような土地が増えてくるのではないかということは伺うことはあります。

本人はどうしてもこういうことをやりたいということでございますので、土地そのものは見た感じではもったいないような感じもしますけれども、借地として借りる人がいなければ、なかなか年としてやっているあれはないと思いますので、しょうがないかなという感想でございます。

以上です。

○議長 坂上健司委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

○9番齊藤喜久夫委員 私、知っている人なんですけれども、周りに住宅がありますよね。それでこのソーラーに今また周囲への悪影響というか、ソーラーパネル設置による悪影響ということが出てきているんですけれども、それらでいわゆる同意書といたらおかしいけれども、そういう対応とかというのは考えているんでしょうか。

○事務局 では、説明させていただきます。

一応、齊藤さんおっしゃるように、周囲の方、ごめんなさい、私のほうも全てを把握しているわけではなくて大変恐縮なんですけれども、まず話をする中で、一応譲受人である————さん、そちらのほうは地域住民の方への周知、同意は得ているという話は先方のほうからありました。そのほか隣人の方については、常木さんおっしゃったとおり——さんがご高齢なので、そういった事情は分かるんですけれども、話の持っていき方というんですかね、事業者のほうから話が来たということで、少しご納得いただいていない方がいることは確かであります。

○9番齊藤喜久夫委員 前回あった事業者のほうで説明回っちゃって、先走ってどうのこうのってその案件。

○事務局 事情は分かるんですけれども、近くの方からのご意見としては、本人に最初に来てほしかったというご意見はあります。

- 9番齊藤喜久夫委員 手慣れている業者だからそういうことやったって、この前言ったような気がしたんだけど、そういうのがちょっと見受けられるような感じだったんだね。
- 事務局 恐らく業者とすればその通知で、告知じゃなくてこちらから案内していないことはないという、通知をもって同意を得たという解釈をしている。
- 9番齊藤喜久夫委員 私的にはいいところ、平らなところでいいところで影響が周りの住宅に出なければね。今だって結構、井戸で何か所かやったときも、やっぱり後々出てきたじゃない。
- 10番松本高正委員 そういうのは役場は立会いみたいなのはしないんですか。
- 事務局 太陽光の設置に関しての立会いですか。
- 10番松本高正委員 周辺の住民の説明会じゃないけれども、同意を得たんだという後から問題にならないように。
- 事務局 役場としてはやらないです。
- 事務局長 町民のガイドラインに当たれば、町民課というところはガイドラインがあるんですよ。そこら辺を踏まえてやっていけば……
- 事務局 立会いとかは特にはないです。説明会とかっていうのも、やるとすると……
- 10番松本高正委員 規模が大きくなると問題も後になって出る可能性が出てくるので。
- 事務局 結局長瀬町内でいうと、説明会あったのはゴルフ場跡地のメガソーラー。
- 事務局長 メガソーラーも結構住民ともめたみたいなんで、あれはあったみたいなんですけれども。
- 9番齊藤喜久夫委員 あれは私も議論に参加したことあるんだけど、要は裸地になって土砂崩れ、ソーラーパネルそのものが大水になったときに下りてきた場合、大変な被害になるよという話とかは出ていましたよね。ただ、業者はどうしても進めたいんだということで、住民への説明はそういう口上しかないと思いますけれども。
- こういうのを設置で、住民が周りにいらっしやらなければ別に問題ないんだけど、住宅地みたいなのところの中だから余計に感じますね。
- 事務局 一応、こちらの申請に関しては、大谷のほうで事前に県の職員に対して書類のほう、事前の審査といいますかチェックをしていただいて、書類の申請上の問題というんですかね、こういった内容だと許可できないということではない。あくまでも、同意している、していないというのは道義的な対応なので、許認可に関して県はそういった理由で許可にはできない。

○9番齊藤喜久夫委員 先ほどの搬入路が軽トラしか入れないぐらい、そういう要件というのはその要因にはならないんですか。

○事務局 そうですね。そのあたりの指摘はなかったと聞いております。

○議長 近隣の影響はどうですか。

○1番常木三郎委員 どうなんでしょう。

だから、止めるとしたら搬入できないということで止めるしかないのかなということです。搬入できないのにどうやって工事するんですかっていうことで、問い合わせること自体できるけれども、こうやりますって返ってくればもう駄目だということに。

あとは、隣も申請して借りるなりすれば問題ないけれどもという案件になるとは。今の状態だと搬入できないでしょうと言って、ということをや反論とか問い合わせることだけ可能かなという。

○9番齊藤喜久夫委員 前回でしたっけ、セブンの蓄電池の設置の関係、あとは翌月出てきたじゃない。

○1番常木三郎委員 あれは地主さんが使うから申請しようということで申請しただけのことで、普通だったら申請しないかなという。

○9番齊藤喜久夫委員 反対するわけじゃないんだけど、一応そういう問題が後々出た…

○1番常木三郎委員 今回は別の地権者だと思うんで。だから何ていうか今の状態だったら歓迎できないよということで問い合わせ、一時保留にはできるかもしれないけれどもというだけですね。

その対応を聞いたら進めるというか、自分もこの資料があったんでどうなのって大谷さんに聞いて、その点だけですよという。

○議長 野原委員の言った部分については、ルール上は必須ではないと。ただ、行政側としてなるべく歩み寄っていただきたいとお願いするような格好になるのかもしれないけれども、近隣への周知と影響についてトラブルのないように、譲受人と譲渡人の中でこれを了解して申請して、県にも問い合わせたけれども断れないと、ルール上はやむを得ない。あとはお願いするというか、業者のほうになるべく近隣に迷惑かけないような周知なり、できたら説明等を丁寧にやってほしいというのをお願いする程度なんですか。

○事務局 そうですね。

○議長 先ほどちょっと雑談で話を、どっちに転んでもあまりよくないですよ。この案

件は。トラブルが起きないように願うだけ。

○須賀 勤委員 話の順番が違うだけで。

○議長 最初の手慣れたやり方がちょっといただけなかったのですね。丁寧に近隣住民集めて説明会でもやっていたらまだよかったんだろうけれども。受けざるを得ないという状況ですので、ご理解いただきたいなど。

よろしいでしょうか。

それでは、本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。

全員の挙手がありましたので、ご異議のないものと認めます。よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

続きまして、農地法第5条、番号4、———氏所有の農地を———氏が自己用住宅の拡張として転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第2号、農地法第5条、番号4について説明いたします。

譲受人住所氏名、———、———さん。譲渡人住所氏名、———  
———、———さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、———、地目は畑、面積は165平米の1筆です。

転用の目的は、自己用住宅の敷地拡張となります。権利の内容は、売買による所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。

場所は根岸区内、総持寺駐車場北側に位置する場所です。

次に、申請の事由ですが、隣接地———で家族3人暮らしをしていますが、敷地が大変狭い上、南側にはご近所の大きな居宅があり、常に日陰状態です。また、狭い共有地———は、幅2メートルを通らないと自宅に出入りすることはできません。そのため申請地を購入し、自家用自動車2台と来客用駐車2台分のスペースを確保したいと申請に至ったところ  
です。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図と現況写真をご覧ください。

次に、資金計画ですが、土地購入費——円、そのほか——円で、資金調達方法は自己資金となります。

次に、農地の状況ですが、区域の別はその他の区域となります。

次に、農地の区分は、駅、役場から500メートル以内にある農地のため、第2種農地と判断されます。

次に、そのほかは、県立長瀬玉淀自然公園の第3種特別地域内にあり、幹線23号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。

8番、山口俊司委員の説明をお願いします。

○8番山口俊司委員 8番、山口です。

この土地は、推進委員の堀口さんと事務局の大谷さんの3人で見てきました。

場所は、フジマートから入って行って、次横道入って行って、総持寺に突き当たったところを右に15メートルから20メートル行ったところの総持寺の隣の脇の道のところなんです。

井上さんというのは、今日の説明書にもあるけれども、近所に大きな住居があるというのは、それが2の5に出てくるあれですね、2の5は——さんといううちなんだよね。——さんというのは、1つの土地を——さんというのが今現在、——さんちの山際に——さんといううちがあって、そのうちの前を通らないと自宅に行けないようなところなんで、これはもう長年の夢だったんじゃないかなと思うようなところで。ぜひご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長 山口俊司委員の説明が終わりました。

続きまして、担当推進委員の堀口栄一委員の説明をお願いします。

○堀口栄一委員 堀口です。

8月20日、農業委員の山口さん、それから事務局の大谷さんと立ち会ってまいりました。

申請地は、譲受人の井上さん宅のブロック塀越しの東側にありまして、現在は草地であります。——さん宅は現在、先ほど山口さんが言ったように西側のほうから主に出入りしております。ですから、すぐ東側の申請地を利用できれば、そういう思いでずっと生活していたんじゃないかなというように考えます。

——宅の東側のブロック塀には、人が出入りするぐらいの開閉する木戸があるんですね。だから、井上さん宅はこの土地に塀を壊さずに広げたりできることは可能かなと、人だけのことですけれども。そんな感じを受けてまいりました。

以上です。

○議長 堀口栄一委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。

全員の挙手がありましたので、ご異議ないものと認めます。よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

続きまして、農地法第5条、番号5、——氏所有の農地を——氏が自己用住宅の拡張として転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第2号、農地法第5条、番号5について説明いたします。

譲受人住所氏名、——、——さん。譲渡人住所氏名、——、——さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、——、地目は畑、面積は56平米の1筆です。

転用の目的は、自己用住宅の敷地拡張となります。権利の内容は、売買による所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。

場所は、先ほどと同じく根岸区内、総持寺駐車場北側に位置する場所です。

次に、申請の事由ですが、隣接地——、——に家族5人で暮らしておりますが、敷地が狭く停車、発車することが難しく、安全性確保のために来局用駐車場と転回スペース

として利用したく今回の申請に至ったとのことでした。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図、現況写真をご覧ください。

次に、資金計画ですが、土地購入費——円、そのほか——円で、資金調達方法は自己資金となります。

次に、農地の状況ですが、区域の別はその他の区域となります。

次に、農地の区分は、駅、役場から500メートル以内にある農地のため、第2種農地と判断されます。

次に、そのほか県立長瀬玉淀自然公園の第3種特別区域内にあり、町道本中69号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。

8番、山口俊司委員の説明をお願いします。

○8番山口俊司委員 8月20日に、推進委員の堀口さんと事務局の大谷さんの3人で現地を見してきました。

現地は、先ほど2の4で説明したうちの前のうちなんですね。やっぱりそのうちも駐車スペースがなくて長年困っていたんじゃないかと思うんだけど、どっちが先に言い出したんだか分からないけれども、偶然ということはないだろうから、そういうことで、駐車場で別にほかには影響はないので大丈夫だと思うので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長 山口俊司委員の説明が終わりました。

続きまして、担当推進委員の堀口栄一委員の説明をお願いします。

○堀口栄一委員 堀口です。

8月20日、農業委員の山口さん、事務局の大谷さんと立ち会ってまいりました。

先ほどの話の続編みたいなんですけど、今回の譲受人の——さん、東側のほうにやはりブロック塀があるんですけども、ここは——さん宅は東のブロック塀を全部撤去しまして、申請地を利用するというお話で伺っております。あとは山口さんと同じです。

以上です。

○議長 堀口栄一委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。

全員の挙手がございましたので、ご異議ないものと認めます。よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

次に、農地法第5条、番号6、———氏所有の農地を———氏及び———氏が、自己用住宅へ転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第2号、農地法第5条、番号6について説明いたします。

譲受人住所氏名、———、———さん、———さん。譲渡人住所氏名、———、———さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、———、地目は畑、面積は300平米の1筆です。

転用の目的は、自己用住宅となります。権利の内容は、売買による所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。

場所は石原区内、コメリの裏手西側約10メートルにある場所です。

次に、申請の事由ですが、私は家族で——市内の借家にて生活しているが、手狭になってきたため申請地を購入し、一戸建て住宅の建築を計画していたところ、申請地は周辺が住宅であり、接道、給排水等に問題なく住宅敷地として適しているため、今回の申請に至ったことです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図、立面図をご覧ください。

次に、資金計画ですが、土地購入費——円、建築費——円、資金調達方法は融資資金となります。

次に、農地の状況ですが、区域の別はその他の区域となります。

次に、農地の区分は、駅、役場から周囲500メートル以内にある農地のため、第2種農地と判断されます。

次に、そのほか県立長瀬玉淀自然公園の普通地域内にあり、町道本中73号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。

8番、山口俊司委員の説明をお願いします。

○8番山口俊司委員 8番、山口です。

8月20日に、推進委員の堀口さんと事務局の大谷さんの3人で現地を見てきました。

場所は、コメリの裏に1本道があるんですけども、その10メートルぐらい裏ですか。1件このうちも2年前ぐらいできたんですけども、その隣で別に問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長 山口俊司委員の説明が終わりました。

続きまして、担当推進委員の堀口栄一委員の説明をお願いします。

○堀口栄一委員 堀口です。

やはり20日に、農業委員の山口さん、事務局の大谷さんと立ち会いました。

場所は、コメリの裏に当たりまして、周辺住宅地でございます。この場所は接道、それから区画もはっきりしており、特に問題ないと思われま。

以上です。

○議長 堀口栄一委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

齊藤委員。

○9番齊藤喜久夫委員 ———さんと——さんはこれはご夫婦ですか。

○事務局 ご夫婦で間違いありません。

○9番齊藤喜久夫委員 これは個別の譲受人にしているのは、税金の関係かなんかでそういう形にしているんですか。

○事務局 今、こちらのほうについては、ごめんなさい、私も全てを把握をしているわけではないんですけども、一度私が電話を受けた中で、所有を1人にしたいという相談があったんですね。恐らく、当初除外の申請を出した際に、ご夫婦で、多分お互いでローン借入れなどの関係でお互いになっている関係で、所有者を共有名義にしている。だけれどもいろいろ考えて、やはり単独名義にしたいという相談もあったんですけども、一応除外の際と同じよ

うに申請してくださいと案内したため、共有名義の申請になっている。

○9番齊藤喜久夫委員 年齢とかは分からないけれども、住宅建築費が——、土地購入が——もかかりますよね。だからこの年齢と所得の関係等であえてこういう形にしたのか、そこが自信なかつただけなんで2人だから悪いとかそういう話じゃなくて。

○事務局 そうですね。恐らく借入れが……

○9番齊藤喜久夫委員 借入限度額の関係かな。

○事務局 恐らくそうなのかなと。それでそのままお互いでローン返すんだったら、所有の権利も五分五分じゃないですけども、割合分で1人にするという。

○9番齊藤喜久夫委員 今度相続のとき楽だもんね。

分かりました。すみません、ありがとうございます。

○議長 よろしいでしょうか。

質疑はございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。

全員の挙手がございましたので、ご異議ないものと認めます。よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

以上で議案の審議は終了いたしました。

---

#### ◎その他

○議長 次に、その他でございますが、次第の中に書いてありますとおり、次回の9月の委員会日程でございます。9月の委員会は25日木曜日、午後1時30分からとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは、9月25日木曜日、午後1時30分からといたします。

事務局から連絡事項等ございますか。

○事務局 1回締めた後で。

○議長 それでは、以上で本日予定した議題は終了いたしました。

これで議長の職を解かせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

---

◎閉 会

○事務局長 それでは、これをもちまして令和7年第8回農業委員会総会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

(午後2時31分)

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

令和7年8月25日

議 長 宮 澤 史 明

署名委員 武 井 哲 夫

署名委員 朽 原 仁